

韓国における知的財産権保護の強化

法務法人（有限）太平洋
弁護士 李厚東 金相煥 鄭源英 金ボラム¹

1. はじめに

コロナ禍を受けて、非対面での協業を可能とする通信技術や診断キット及びワクチンなどの医療技術等の開発などが加速化し、それに伴う知的財産権の保護がより重要視されている。

韓国においても知的財産の活用基盤の整備や保護システムの構築を積極的に推進しており、最近では、その一環として知的財産の正当な価値が認められるよう知的財産制度の見直しが行われている。本稿では韓国における知的財産権者保護のための法令改正事項とともに、最近の韓国の大法院の主要判例を紹介する。

2. 韓国での知的財産権に関する主要な法令改正事項

(1) 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の改正

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下「不正競争防止法」）において、データを不正に使用する行為、及び有名人の氏名、肖像など当該人物を識別できる標識を無断で使用する行為が各々不正競争行為の類型として新設され、2020年4月20日から施行された。

● データ不正使用行為 [第2条第1号(カ)目]

従来は、秘密として管理される非公開データは、営業秘密として保護され、公開されたデータのうち選択や配列に創造性があり、又は体系的に配列若しくは構成した編集物として相当な投資が行われたデータは、著作権法に基づいて編集著作物又はデータベースとして保護されてきた。しかし、第4次産業革命時代を迎え、公開された非定型のデータに対しても追加の保護が必要という議論が相次ぎ、データを保護してその不正使用を規制するための内容が不正競争防止法に追加された。

第2条（定義）

1. 「不正競争行為」とは、次の各目のいずれかに該当する行為をいう。

カ. データ（「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」第2条第1号に基づくデータのうち、業として特定の者又は特定多数に提供されるものとして、電磁的方法により相当量蓄積・管理されており、秘密として管理されていない技術上又は営業上の情報をいう。以下同じ）を不正に使用する行為として、次のいずれかに該当する行為

1 李厚東 法務法人（有限）太平洋 代表弁護士
金相煥 法務法人（有限）太平洋 パートナー弁護士
鄭源英 法務法人（有限）太平洋 パートナー弁護士
金ボラム 法務法人（有限）太平洋 アソシエイト弁護士